

校則の見直しについて

学校安全・安心推進課

このことについて、資料1,2のとおり、校則の見直しの取組結果と、令和4年度(2022年度)の各県立高等学校及び県立特別支援学校の校則の状況を報告する。

各県立学校長 様

教 育 長

校則の見直しについて(通知)

校則は、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長・発達していくための行動の指針として定められている教育的意義を有する重要なものであり、各学校において、学校を取り巻く社会環境や生徒の状況の変化に応じ、内容の検証や見直しが行われています。

『生徒指導提要』(文部科学省平成22年3月作成)等では、校則について、社会通念および学校や地域の実態に応じた適切かつ必要な範囲の内容とし、その運用については、生徒が自主的に守るように指導していくこと、そのためには生徒・保護者と共通理解を持つことが重要である旨が述べられています。

しかしながら、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているという旨の指摘があり、校則が子どもの実情や社会常識などに合った内容になっているか絶えず見直すよう、文部科学省から令和3年(2021年)6月8日付けで事務連絡がありました。

つきましては、下記の視点及び別紙を参照の上、校則の点検を行うとともに、必要に応じて改定を実施していただきますようお願いいたします。

記

1 校則見直しの視点等

- (1) 人権尊重の精神に立った内容・表現であること。
- (2) 社会通念上合理的と認められる範囲になっていること。
- (3) 必要最小限とし、校則に因らない取組で足りると思われるしつけや道徳、健康などに関する細かな事項等まで校則に盛り込まないようにすること。
- (4) 校則をホームページに公開し、周知を図ること。
- (5) 校則見直しについては、生徒・保護者が何らかの形で関り、その手順等が提示されていること。また、校則見直しの取組を年度内に1度は実施すること。

2 留意点

- (1) 見直した校則は、令和4年度(2022年度)4月から運用開始ができること。
- (2) 校則見直しの結果を、令和4年(2022年)2月28日(月)までに学校安全・安心推進課へ報告すること。
- (3) 改定について、各地区の生活指導連盟等の申し合わせ事項や他校との共通ルールの規定等については、各校において適切な対応をすること。
- (4) ここでの校則とは、頭髪等関係、服装(制服)関係、所持品関係、校則見直しの手順等の生徒指導関係の範囲のものを指している。
- (5) 県立中学校及び県立特別支援学校小学部・中学部においては、本通知の主旨を参考に学校等の実態に応じて校則の見直しに取り組むこと。

【問合せ先】

学校安全・安心推進課 生徒指導支援班

担 当：波村 知明

T E L：096-333-2720

F A X：096-385-5558

E-mail:hamura-t-dk@pref.kumamoto.lg.jp

令和4年度(2022年度)からの校則の概要

資料 2

調査対象は全日制50校、定時制8校、通信制1校、特別支援学校19校の計78校。
(うち校則がある学校は72校)

学校安全・安心推進課

【1】校則の各規定について		R3年6月時点		R4年度4月	
		該当する学校数	該当校の割合	該当する学校数	該当校の割合
1	髪の色についての規定がある。	51	65%	52	67%
2	髪の形状についての規定がある。	51	65%	53	68%
3	髪の加工(縮毛の矯正等)についての規定がある。	49	63%	55	71%
4	地毛証明の提出を求めるケースがある。	13	17%	0	0%
5	眉の加工に関する規定がある。	57	73%	51	65%
6	髪留め、化粧、リップ使用等に関する規定がある。	61	78%	62	79%
7	肌着(下着等)に関する規定がある。	39	50%	34	44%
8	防寒着に関する規定がある。	53	68%	63	81%
9	ひざ掛け等に関する規定がある。	15	19%	11	14%
10	靴下(タイツ等も含む)に関する規定がある。	56	72%	59	76%
11	学校指定のバッグがある。	12	15%	13	17%
12	持ち物(キーホルダー・日傘等)に関する規定がある。	8	10%	15	19%
13	スマートフォン等に関する規定がある。	67	86%	68	87%
14	男女専用の制服である。	60	77%	48	62%
15	女子生徒のスラックス着用は可。	19	24%	28	36%
16	スカートとスラックスの2タイプの制服があるが、男女指定はしていない。	3	4%	15	19%
17	男女兼用の「第三の制服」がある。	2	3%	3	4%
18	男女の制服着用について生徒・保護者から個別に相談があれば柔軟に対応する。	42	54%	57	73%
19	制服廃止(もともと制服がない)	11	14%	11	14%

【2】校則の周知の方法		R3年6月時点		R4年度4月	
		該当する学校数	該当校の割合	該当する学校数	該当校の割合
1	生徒手帳に記載	10	13%	9	12%
2	校内に掲示	31	40%	37	47%
3	ホームページに公開	1	1%	72	100%
4	生徒・保護者に文書にて周知	42	54%	34	44%
5	その他 ※上記1~4以外。下枠に記載。	39	50%	36	46%

◆入学説明会で説明 ◆入学式で説明 ◆宿泊研修で説明 ◆ハンドブック等を配付 ◆手引きを配付 ◆学級で説明 ◆生徒総会で生徒会が説明 ◆個人タブレットで閲覧できる 等

【3】校則見直しの方法		R3年6月時点		R4年度4月	
		該当する学校数	該当校の割合	該当する学校数	該当校の割合
1	職員のみで適宜見直す	46	59%	0	0%
2	生徒へアンケート実施	5	6%	14	18%
3	保護者へのアンケート実施	2	3%	2	3%
4	生徒・保護者にアンケート実施	5	6%	24	31%
5	生徒会等が見直し協議に参加	11	14%	14	18%
6	保護者代表等が見直し協議に参加	6	8%	5	6%
7	生徒会・保護者代表等が見直し協議に参加	8	10%	59	76%
8	その他 ※上記1~7以外。下枠に具体例を記載。	5	6%	6	8%

◆校則見直しについて生徒会で話し合った後に、育友会三役や職員会議で協議した。その後、生徒会が生徒に説明した。 ◆生徒総会とPTA総会で意見を収集 ◆校則検討委員会の設置 ◆外部団体からの助言 ◆校則についての相談体制を設ける 等